

4 文庁第 3 6 9 9 号  
令和 4 年諮問第 1 2 2 号

文 化 審 議 会

著作権法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 2 号）による改正後の著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 1 0 4 条の 1 0 の 6 第 1 項の規定に基づき、著作権等の保護に関する事業等へ支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出方法に係る政令を次のとおり定めることとしたいので、同条第 2 項の規定により諮問します。

令和 4 年 1 2 月 9 日

文化庁長官 都 倉 俊 一

## 著作権等保護振興事業へ支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出方法に係る政令案

### 1. 法改正の趣旨及び改正内容

「著作権法の一部を改正する法律」(令和3年法律第52号)による改正著作権法(以下「新法」という。)第31条第2項では、国民の情報アクセスの充実等を図る観点から、図書館等はその利用者の求めに応じ、原則として著作物の一部分についてその複製物を利用者に対してメールなどで送信することを可能とすることとしている。また、当該送信サービスの実施に伴って権利者が受ける不利益を補償するという観点から、図書館等の設置者が権利者に対して、一定の補償金を支払わなければならないこととしている。

この補償金請求権については、図書館等側と権利者側の双方の事務費用を低減するため、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定する団体(以下「指定管理団体」という。)がある場合には、当該団体によってのみこれを行行使できることとしている。

この補償金は、利用された著作物について一対一対応で権利者に支払うのが原則であるが、権利者が不明な場合などもあり、全権利者に補償金を完全に分配しきることは困難である。そのため、権利者が得るべき利益に適切に配慮し、分配の公平性をより高める観点から、指定管理団体が徴収した補償金の一部を、権利者全体の利益となるような著作権等の保護や著作物の創作の振興等に資する事業(以下「著作権等保護振興事業」という。)に支出することを義務付けることとした(以下「著作権等保護振興事業支出金」という。)

## 2. 政令委任の趣旨及び内容

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第百四条の十の六 指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の総額のうち、図書館等公衆送信による著作物の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権、出版権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

1. で述べた趣旨を踏まえ、著作権等保護振興事業支出金の額は、実際に図書館等において著作物の利用がなされたにもかかわらず、補償金の分配を受けられない権利者に支払われるべき額について、一定の合理的な方法に基づき算出することが求められる。

具体的な算出方法については、令和2年度から運用を開始している授業目的公衆送信補償金の考え方と同じく、図書館等公衆送信による著作物の利用状況（全体の利用実績や権利者不明の著作物の利用実績、権利者不明の著作物のうち保護期間が切れているか否か不明なもの割合等）や、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用などの諸要素を勘案しつつ、政令で定めることとした。

以上から、今回当該政令を定めるため、著作権法施行令の一部を改正することとした。

### 3. 政令案の内容

#### 【条文案】

(著作権等保護振興事業等のために支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出方法)  
第六十条 一の事業年度において著作権等保護振興事業のために支出すべき図書館等公衆送信補償金の額は、当該事業年度に係る補償金残余额（当該事業年度の前々年の事業年度において指定管理団体（法第百四条の十の二第一項に規定する指定管理団体をいう。以下この章において同じ。）に支払われた図書館等公衆送信補償金の総額から、当該図書館等公衆送信補償金のうち当該一の事業年度の前年の事業年度の末までに指定管理団体が権利者（法第百四条の十の二第一項に規定する権利者をいう。以下この章において同じ。）に支払った額を控除した額をいう。）に図書館等公衆送信による著作物等の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて算出するものとする。

#### 附 則

(指定管理団体が支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出等についての経過措置)  
第八条 第六十条に規定する指定管理団体（略）の最初の事業年度及びその翌事業年度において第五十九条第一項に規定する著作権等保護振興事業のために支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出については、第六十条に規定する補償金残余额は、零とする。

著作権等保護振興事業支出金の具体的な運用については、これまでの他の補償金制度の運用の経験等を踏まえ、図書館等公衆送信補償金を事業年度単位で集計することとし、権利者が判明している分についてはその翌事業年度末までにおおむね支払いを終え、それまでに権利者が判明しなかったなどの理由により支払われずに残った残余额については、将来的に権利者が判明した場合の支払い等に充てる部分を残しておきつつ、残余额に一定の割合を乗じた額を著作権等保護振興事業に支出することとする（※）。

すなわち、ある事業年度において著作権等保護振興事業のために支出すべき額は、「補償金残余额（当該事業年度の前々年の事業年度に指定管理団体へ支払われた補償金の額－当該補償金のうち当該事業年度の前年の事業年度末までに権利者へ支払った補償金の額）×文部科学省令で定める割合」とする。

この「文部科学省令で定める割合」は、2. 新法第104条の10の6の趣旨に鑑み、図書館等公衆送信による著作物の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して別途省令で定める割合とする。

具体的な割合については、機動的に変更し得るようにしておくことが適切であるため、勘案要素を規定しつつ、文部科学省令に委任することとする（省令については今後の補償金額の料金体系や著作物の利用実態の把握等を踏まえながら文化庁において今後検討を進める予定）。

なお、指定管理団体が指定を受けた最初の事業年度とその次の事業年度については、補償金残余额が出せないこととなるため、当該初年度とその次の年度は、補償金残余额を零として算出する旨を経過措置として規定することとする。

(※) 授業目的公衆送信補償金に係る著作権等保護振興事業の額の算出との違いについて  
授業目的公衆送信補償金制度については、学校において児童生徒等が教材等で利用する場合に用いられるため、毎年度、特定の著作物を繰り返し大量に利用するという特徴がある。このため、著作物の個別の利用実績に応じて徴収するのは煩雑となるため、包括的に所定の額の補償金を徴収し、権利者に対してもそこから一定の計算で支払う方法をとる場合がある。このような「著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額」を原資として共通目的事業を行うことを想定しているため、当該額に文部科学省令で定める割合を乗じて支出額を算定している。

これに対し、図書館等公衆送信補償金制度については、図書館等で複製等するごとに利用者が利用した著作物について一対一対応で補償金を支払うため、基本的に権利者に対して個々の利用実績に応じて正確に補償金を支払うことが可能である。ただし、このような場合でも権利者不明等により支払うことができなかった分が生ずることから、これを著作権等保護振興事業の費用とするべく、「補償金残余额」に文部科学省令で定める割合を乗じて支出額を算定することとする。